The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

| | |
|---|---|
| Title | 「社会モデル」の思想と宗教 : 共生する社会の構築に向けて |
| Author(s) | 頼尊, 恒信 |
| Citation | 宗教と社会貢献. 2018, 8(1), p. 75-99 |
| Version Type | VoR |
| URL | https://doi.org/10.18910/68258 |
| rights | |
| Note | |

*The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA*

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

論文

# 「社会モデル」の思想と宗教
## ―共生する社会の構築に向けて―

頼尊恒信*

# Social Models and Religion
## Establishing a living-together-society

YORITAKA Tsunenobu

## 論文要旨

本稿では、2016年7月に神奈川県相模原市で起きた障害者殺傷事件を受けて、事件とその背後にある優生思想について論点を整理する。そして、国連の障害者権利条約ならびに同権利委員会による一般的意見を参照しつつ、国際的な脱施設化への流れを確認する。その上で、仏教福祉思想が抱える課題点を明確化する。障害者権利条約をはじめとする社会モデルの思想を基軸として、相模原事件後の日本の共生社会の形成と宗教思想との関係について考える。

**キーワード**　相模原事件、障害者権利条約、社会モデル、共生

Focusing on the murder of disabled people in Sagamihara City, Kanagawa Prefecture in July 2016 (Sagamihara Knife Attack), I describe the eugenic thoughts that forms the background of the case. Furthermore, I describe the stream for international deinstitutionalization, referencing the “Convention on the Rights of Persons with Disabilities” and general comments by the “Committee on the Rights of Persons with Disabilities”. Moreover, I show problems of Buddhism welfare thought. Finally, I discuss attitudes towards the formation of Japanese living-together-society after the Sagamihara Knife Attack and religious thoughts, based on thoughts of social models such as the “Convention of the Rights on Persons with Disabilities.

Keywords: Sagamihara Knife Attack, “Convention on the Rights of Persons with Disabilities”, social model, living-together-society

* 滋賀県立大学・非常勤講師・dannai@ae.auone-net.jp

## 1. はじめに

本稿においては、特に障害学や、障害者福祉の世界で語られる「社会モデル」の思想と宗教思想との関連性を検討したい。本稿で中心的に取り上げる「社会モデル」の思想は、国連の障害者権利条約や日本の障害者差別解消法など国際的にも国内的にも人権や権利保障の潮流に大きく影響を与えた思想である。また障害者権利条約は、その第 19 条のタイトル「自立した生活及び地域社会へのインクルージョン」に代表されるように地域社会でのインクルーシブを条約の柱としている。この条約は、2006 年の第 61 回国連総会本会議において採択され、2008 年に条約としての効力が発生した。日本政府はこの条約に対して、2007 年に署名をし、2016 年に批准した。

しかしながら、条約制定の 10 年後の 2016 年 7 月、相模原市の障害者施設で 19 名もの尊い命が奪われるという相模原障害者殺傷事件（以下、相模原事件と表記する）が起こった。また、この 2017 年 4 月には、日本の障害者差別解消法が施行された年であった。この相模原事件はヘイトスピーチやヘイトクライムと類されるが、犯人である植松被告の行動はその背後には優生思想が存在すると指摘されている。

しかし、障害者権利条約で脱施設化が謳われているにも関わらず、施設入所者数が一向に減らないのは、相模原事件を引き起こす一因となっているのは否めない事実である。本稿では、相模原事件そのものを取り上げるのではなく、事件の背後にある問題点、つまり脱施設化と障害者権利条約との関係を中心として考えていきたい。世界的には、国連の障害者権利条約を批准し、条約が指し示す社会モデルの世界観に基づいた社会づくりに向けての協働が始まっている。社会モデルの世界観は障害の有無を超えて、あらゆる人々が平等に生きていくことができる世の中を目指していこうとするものである。しかしながら、日本においては、社会モデルというグローバルスタンダードな思想が定着していない現状がある。そのような日本の思想的遅れが相模原事件の一因となったと考えることもできる。

本稿では、障害者権利条約をはじめとする社会モデルの思想を基軸として、相模原事件後の共生社会の形成と宗教思想との関係ついて考えたい。

## 2. 相模原事件の背景にあるもの

2016 年 7 月 26 日、相模原市緑区千木良の障害者施設「津久井やまゆり園」（入所施設）にナイフを持った男が侵入した。神奈川県警によると、侵入した男に刺された男女 19 人が死亡、25 人が重軽傷を負ったと報道されている。犯人は同施設の元職員である植松聖であった。

しかしながら、遺族から「知的障害者の支援施設であり、遺族のプライバシーの保護等の必要性が高い」いう理由で特段の配慮をしてほしいとの強い要望があり、被害者の氏名等は、報道されなかった。後に NHK が「19 のいのち―障害者殺傷事件―」［NHK 2016］というサイトを立ち上げた。殺傷された 19 名の氏名は公表せず、各々の年齢と、趣味や日常生活についての状況を家族や施設職員からの聞き取りという形で掲載されているのみで、被害者に対する情報の公開は極めて限定的であるといわねばならない。

また、被害者についての情報だけではなく、未だに事件の全容があきらかにされていない上に、公表されている限定的な内容を見ても、不可解な内容が散見される。この記事にあるように相模原事件の加害者である植松聖容疑者は、事件前の 2016 年 2 月、東京永田町の衆院議長公邸を訪れ、衆議院議長の大島理森に宛てた手紙を公邸職員に手渡している。手紙には、次のような文言が書かれていた。

> 保護者の疲れきった表情、施設で働いている職員の生気の欠けた瞳、日本国と世界のためと思い、居ても立ってもいられずに本日行動に移した次第であります。理由は世界経済の活性化、本格的な第三次世界大戦を未然に防ぐことができるかもしれないと考えたからです。私の目標は重複障害者の方が家庭内での生活、および社会的活動が極めて困難な場合、保護者の同意を得て安楽死できる世界です。［産経新聞 2016］

この犯行声明ともとれる衆議院議長宛の手紙には「世界平和のために障害者は安楽死させるべき」という思想が見て取れる。また、犯行後の「障害者がいなくなればいいと思った」といった供述内容からも、哀れな障害者はいなくなればいいとする優生思想が見え隠れしている。

このように、平成以降の殺人事件では死者数は最多といわれる殺人事件を起こした、植松の行動は、これまでにも、ヘイトスピーチやヘイトクライムに類され、ナチス・ドイツがＴ４作戦を実行したときの思想と酷似すると指摘されてきた。本論文もそれらの先行する見解について異議をとなえようとするものではない。

しかしながら、植松の思想のみを優生思想という文言を用いて一刀両断することに対して違和感が存在する。むしろ、この相模原事件を生み出した社会的背景に着眼する必要があるだろう。

現に「相模原市の障害者支援施設における事件の検証及び再発防止策検討チーム」の報告書［厚生労働省 2016］も、①共生社会の推進に向けた取組、②退院後の医療等の継続支援の実施のために必要な対応、③措置入院中の診療内容の充実、④関係機関等の協力の推進、⑤社会福祉施設等における対応の５つであった。この 5 つの再発防止策の中でも 3 つの論点が精神医療のあり方についての問題であった。同報告書は「障害者を支える職業を選んで従事してきた職員が、障害者に対する残虐かつ偏った思想を持ち、それを実行に移すに至った事件」［厚生労働省 2016:4］と、事件の概要をまとめているが、「残虐かつ偏った思想」を持つ人という問題を、措置入院中の診療内容の充実として検討されている問題として考えられていることに着目する必要がある。つまり、植松の思想は、「優生思想」という点では一貫したものを見て取れが、そのように特定の「思想」を持つ人々の問題を精神医療の対象とするのは間違いであると考えられる。さらに、事件を受けて、精神医療の内容である「措置入院の在り方」を見直すのは、さらなる誤謬としかいいようがないだろう。このような見識は、精神障害者への偏見と隔離を強めることになるという可能性も大いに指摘できる。このような背景には、精神障害者があたかも「犯罪者予備軍」であるかのように考える偏見が前提となっている。統計学上では、精神障害者の犯罪率は一般犯罪率より低いことが知られている。

また、社会福祉施設等における対応について議論がなされた点は施設の安全対策と職員研修のさらなる推進、職場環境の改善であった。つまり、防犯対策と施設の職員が、心身ともに疲弊して孤立することなく、やりがいや誇りを持って働ける職場環境づくりが大切であると報告している。この報告書では施設処遇のあり方などの根本的な課題については議論されて

いない。むしろこの報告書の議論のあり方が、「防犯」という名目の下で、施設がより社会から隔絶された状況になり、入居者の外出や地域の人々との出会いが制限されないかという不安が障害当事者の間で大きな危機感を煽ることになった。

報告書の「共生社会の推進に向けた取組」には、次のようなことが書かれている。

> また、事件を実行した施設の元職員である男（以下「容疑者」という。）は、精神障害による他害のおそれがあるとして措置入院となっていたが、今回の事件は極めて特異なものであり、地域で生活する精神障害者の方々に偏見や差別の目が向けられることは断じてあってはならない。これまでも精神障害者については、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」（昭和 25 年法律第 123 号。以下「精神保健福祉法」という。）の理念に沿って、医療機関や保健福祉関係機関において、できるだけ地域社会での生活への移行や地域社会との交流・生共を進めてきた。こうした流れは、決して揺るがしてはならず、地域社会での生活を支えるための精神保健医療福祉等の支援体制の底上げや、関係機関等の協力、理解が不可欠である。［厚生労働省 2016:3-4］

ここでは相模原事件を受けて、精神障害者の地域移行や地域社会との交流・生共の流れに対して、逆行してはならないと誓われている。しかしながら、報告書の内容を考えると、障害者を社会から隔絶、排除する方向に進む危険性が同時に含まれている。このことによって、植松が今回の事件の目的として掲げている「障害者がいない世界」に私たちの社会は進んでいくことになる可能性も否めないという声もある。［DPI 日本会議 2016］

だが、この問題は植松の個人的な思想だけでは片付けられない問題がある。相模原事件の半年前に茨城県の総合教育会議で教育委員の長谷川智恵子が発言した発言が物議を醸している。新聞記事は次のように報じている。

> 茨城県の教育施策を話し合う 18 日の県総合教育会議の席上で、県教育委員が障害児らが通う特別支援学校を視察した経験を話すなかで、「妊娠初期にもっと（障害の有無が）わかるようにできないのか。（教職員も）すごい人数が従事しており、大変な予算だろうと思う」と発

> 言した。発言したのは、今年 4 月に教育委員に就任した東京・銀座の日動画廊副社長、長谷川智恵子氏（71）。発言を受け、橋本昌知事は会議で「医療が発達してきている。ただ、堕胎がいいかは倫理の問題」と述べた。長谷川氏は「意識改革しないと。技術で（障害の有無が）わかれば一番いい。生まれてきてからじゃ本当に大変」「茨城県では減らしていける方向になったらいい」などとした。会議後の取材に、長谷川氏は出生前診断の是非などについて「命の大切さと社会の中のバランス。一概に言えない。世話する家族が大変なので、障害のある子どもの出産を防げるものなら防いだ方がいい」などと話した。橋本知事は取材に「事実を知って産むかどうかを判断する機会を得られるのは悪いことではない」とし、長谷川氏の発言に「問題はない」と話した。［朝日新聞 2015］

この記事によると長谷川は「茨城県では減らしていける方向になったらいい」と発言している。つまり、障害の疑いある子どもの出産を防ぐということで、障害児者の数を減らしていこうという考え方である。無論、この発言を受けて茨城県に抗議が殺到し、その結果として長谷川は教育委員を辞任、発言を撤回することとなった。しかし、県総合教育会議という席上において、しかも「茨城県では減らしていける方向」、つまり県の政策において障害児の出生だけを制限していく施策の提案をしているわけである。それは、意識的に優生思想を広めていくことを指し示している。植松が 19 名の命を殺傷したことは、あくまでも殺人罪という違法行為であるが、長谷川が指摘した県の政策において出生を防ぐことは合法行為になるわけである。しかも、施策となれば 19 名では済まない。だが、植松は衆議院議長の大島理森に宛てた手紙によって、精神科病院への措置が行われたが、長谷川は措置が行われるどころか、教育委員を辞任するだけで終わっている。

また、この問題は長谷川だけの問題ではない。2009 年 11 月、鹿児島県阿久根市長の竹原信一が、自身のブログで次のように述べている。

> 医者を大量生産してしまえば問題は解決する。全ての医者に最高度の技術を求める必要はない。できてもいない。例えば昔、出産は産婆の仕事。高度医療のおかげで以前は自然に淘汰された機能障害を持ったのを生き残らせている。結果擁護施設に行く子供が増えてしまった。

「生まれる事は喜びで、死は忌むべき事」というのは間違いだ。個人的な欲でデタラメをするのはもっての外だが、センチメンタリズムで社会を作る責任を果たすことはできない。社会は志を掲げ、意志を持って悲しみを引き受けなければならない。未来を作るために。［竹原2009］

ここでも、障害児の出生について否定的な見解が述べられている。ここで問題として考えていく必要があることは、そもそも植松の思想は植松だけの非常に偏った思想であったのかどうかという点である。今まで見てきたように、教育委員までをも務めていた長谷川や当時現役の市長であった竹原にも同様の思想を見て取ることができるのである。つまり、植松の行動は殺傷を行ったという点においては、非常に特異であったと言えよう。ただ、思想に限定して考えると、普遍的な要素があったと考えられる。

そもそも、本論文の中心課題である障害者権利条約に代表される社会モデルの思想とは、反優生思想であり、人権を尊重した考え方であるといえる。次節において障害者権利条約の成立過程とその内容を考えていきたい。

## 3. 障害者の権利についての国際的潮流

第 2 次世界大戦後すぐに、国連は世界人権宣言を採択し、一貫してあらゆる人権問題に取り組んできた。障害者の問題も、その例外ではない。「精神薄弱者の権利宣言」以降、世界人権宣言に準じていく形で、障害者の国際的な人権保障への歩みが始まるのである。「精神薄弱者の権利宣言」採択以降の約 35 年間の国連による障害者の人権保障への取り組みを概括すると、特に障害者の権利ということが明確になった歴史と言える。その背景には 1981 年に結成された「障害者インターナショナル」（DPI）の国際的な権利擁護運動や自立生活運動の機運の高まりを忘れてはいけない。つまり、障害者権利条約は、人々の障害観が大きく変わってきたことが根底にあり、それらの障害者運動の高揚の中で生まれた条約であるといっても良い。

実際の障害者権利条約を見ると、第 1 条では次のように書かれている。

この条約は、障害のあるすべての人によるすべての人権及び基本的自

由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し及び確保すること、並びに障害のある人の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とする。
障害〔ディスアビリティ〕のある人には、長期の身体的、精神的、知的又は感覚的な機能障害〔インペアメント〕のある人を含む。これらの機能障害は、種々の障壁と相互に作用することにより、機能障害のある人が他の者との平等を基礎として社会に完全かつ効果的に参加することを妨げることがある。［長瀬・川島 2012:281］

ここでわかるように、障害者権利条約は、「障害のあるすべての人によるすべての人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し及び確保すること、並びに障害のある人の固有の尊厳の尊重を促進することを目的」とする条約である。国連は、「世界人権宣言」から一貫してあらゆる人権問題に取り組んできたが、この障害者権利条約が、現在のところ、最後の人権条約になるとされている。また、「他の者との平等を基礎として社会に完全かつ効果的に参加する」という文言からわかるように権利の保障のための条約であることに注目する必要がある。つまり、障害者権利条約は、障害者が社会生活を営む上の権利上の諸問題を社会モデルの観点から解消していき、障害者が「社会に完全かつ効果的に参加する」ための条約なのである。この「他の者との平等を基礎として」というフレーズは障害者権利条約の中で 35 回も出てきている。このことは、いかにこの条約が他者との平等な権利保障をその理念に掲げているかがよくわかるであろう。

また、この第 1 条では、障害を 2 つの観点で考えている。それは、障害〔ディスアビリティ〕と、機能障害〔インペアメント〕である。ディスアビリティは、近年では「社会的障壁」と訳されることが通例となっている。この「障害」の概念を 2 つの観点で考えるようになったこと国連の障害者権利条約の根本的な視座となった社会モデルの思想の嚆矢となった。

社会モデルの考え方はいくつかに分類することができる［頼尊 2015 150-156］が、ディスアビリティと、インペアメントの区別が明確に峻別され、社会モデルの端緒となったのは、イギリスの「隔離に反対する身体障害者連盟（UPIAS）」の指摘であろう。UPIAS は、次のように指摘している。

私たちの観点では、身体的インペアメントをもつ人々を障害者にさせているのは社会である。障害とは、私たちの身体的インペアメント

に加えて、不必要に孤立させられ、社会への完全参加から排除されるという方法で、強制されているものである。このことを理解するには、身体的インペアメントと社会的な状況、つまり身体的インペアメントをもつ人々の「障害」とを明確に区別する必要がある。したがって私たちは、インペアメントを手足の全部あるいは一部の欠損、もしくは手足や身体の臓器や機能の不全と定義し、ディスアビリティを活動の不利や制限であり、それらは現在の社会の仕組みが身体的インペアメントをもつ人々について、まったくあるいはほとんど考慮していないために、社会の主要な活動からそうした人々が排除されていることと定義している。それゆえに、身体的な障害は社会的抑圧の特定の形態であると言える。［オリバー 2010:45-46］

UPIAS は、インペアメントと、ディスアビリティを明確化し、インペアメントに着目するのではなく、ディスアビリティに着目しようとした。ディスアビリティを「現在の社会の仕組みが身体的インペアメントをもつ人々について、まったくあるいはほとんど考慮していないために、社会の主要な活動からそうした人々が排除されていることと定義」したのである。つまり、「障害は社会が生み出したものであって、なくすべきものである。身体障害のある人々を障害者にしたのは社会だ」という視座の発見である。

この社会モデルの視座の発見により、「他の者との平等を基礎とし」た権利保障という考え方が明確化されてきたのである。つまり、障害者が社会の主要な活動から排除されているという状況を改善していこうとする潮流が発生し、その障害者の人権回復の運動や思想の高まりによって、「社会に完全かつ効果的に参加する」ための条約として、国連の障害者権利条約が誕生したのである。つまり、国連の障害者権利条約の思想は、UPIAS らによるディスアビリティという視座の発見によって形成されてきた社会モデルの思想に基づいた条約であるといえるのである。

## 4.脱施設化に関する諸問題

このディスアビリティという視座の発見を源流に持つ障害者権利条約の趣旨について、より明確になるのが各則規定である。その中でも第 19 条の

自立生活の条項と第 24 条の教育の条項は、とくに障害者権利条約の指し示す内容がわかりやすくなっている。障害者権利条約の第 19 条では、まず注目すべき点として、「障害のあるすべての人に対し、他の者と平等の選択の自由をもって地域社会で生活する平等の権利を認める」とあるように地域での自立生活を行う権利を規定していることである。その上で、「権利の完全な享有並びに地域社会への障害のある人の完全なインクルージョン及び参加を容易にするための効果的かつ適切な措置をとる」ことが締約国に示されている。それは、障害者権利条約では、「完全なインクルージョン及び参加」という言葉に代表されるように、結果がインクルーシブな状態になることを求めている。つまり、「結果の平等」に重きを置いて成文化していると考えられる。そのことは、障害者に対し、インクルーシブな社会を形成することによって、社会の主要な活動に再統合することによって人権回復を目指そうとするものである。

次に注目すべき点は、（ａ）から（ｃ）までの締約国がとるべき手段が述べられていることである。（ａ）では、住居について「特定の生活様式で生活するよう義務づけられないこと。」が述べられている。そのことは、（ｂ）の「地域社会からの孤立及び隔離を防止するために」という文言からわかるように、「完全なインクルージョン及び参加」を前提とした「地域社会における生活及びインクルージョン」が求められている。（ｃ）では、「他の者との平等を基礎として利用可能」という文言にうかがえるように、あらゆる障害者が実際に地域生活を支えるためのサービスにアクセスし、利用出来るよう条件整備を求めている。［長瀬・川島 2012:299］

この第 19 条の内容をより的確に理解しようとするならば、国連の障害者権利委員会が出した一般的意見を参照する必要が出てくる。一般的意見第 1 号「第 12 条　法律の前に置ける平等な承認」についての「IV.他の条文との相互関係」の項（パラグラフ 46）では、次のように述べている。

> 46．障害のある人の施設への隔離は、引き続き、条約で保障されている多数の権利を侵害する、知らぬ間に広く蔓延してしまった問題となっている。この問題は、障害のある人の施設収容に他者が同意することを認める、障害のある人の法的能力の否定が広まることで悪化する。また、施設の所長に入所者の法的能力が付与されているのが一般

的であり、これにより、入所者に対するすべての権力と支配力を施設側が手にすることとなる。条約を遵守し、障害のある人の人権を尊重するには、脱施設化を達成しなければならず、また、すべての障害のある人の法的能力が回復され、彼らがどこで誰と生活するかを選択できる（第 19 条）ようにしなければならない。個人がどこで誰と生活するかという選択が、法的能力の行使における支援へのアクセスの権利に影響を与えるものとなってはならない。［国連障害者権利委員会 2014］

ここにおいて、「施設への隔離は、引き続き、条約で保障されている多数の権利を侵害する」と示した上で、第 19 条の柱が脱施設化であると述べられている。また、一般的意見第 5 号「第 19 条　自立した生活及び地域への包容（インクルーション）」についての「III.締約国の義務」の項（パラグラフ 49）では、尊重義務の内容として次のように述べている。

49. 第 19 条の下での障害のある人の権利の尊重は、締約国が施設収容を段階的に廃止しなければならないことを意味する。締約国による新規の施設の建設は認められず、古い施設も、入居者の物理的安全の確保に必要な最も緊急の措置以上の改築は認められない。施設は拡大されるべきではなく、施設を出る者の代わりに新規の入居者を入れるべきではなく、施設から分かれた「サテライト型」の生活施設（アパートや一戸建）は、外見上は個別に生活しているように見えても施設を中心に展開しており、開設されるべきではない。［国連障害者権利委員会 2017］

このように、入所施設について、新規の建造はもちろんのこと、改造、新規の居住者の受け入れ、「サテライト」型の生活環境の整備等は国家自身が人権を侵害しない義務として述べられている。つまり、障害者に対する人権回復のためには、このパラグラフ 49 にみられるような社会モデルの思想を具体的に社会政策に反映させていくという営みが必要となってくる。

次に、この第 19 条の「自立した生活及び地域への包容（インクルーション）」の条項と合わせ鏡のように考えられているのが、第 24 条のインクルーシブ教育の条項である。このインクルーシブ教育の条項では、まず「教

育についての障害のある人の権利を認める」と述べた後、「あらゆる段階におけるインクルーシブな教育制度及び生涯学習」をめざし、3 つの小項目がたてられている。とくに（ｃ）の「障害のある人が、自由な社会に効果的に参加することを可能とする」という項目は、この障害者権利条約がもつ方向性を指し示している。第 2 項では、第 1 項の権利を実現するために 5 つの小項目がたてられている。（ａ）では、「障害のある人が障害を理由として一般教育制度から排除されないこと」となっており、「無償のかつ義務的な初等教育又は中等教育から排除されないこと」と明確に述べられている。この条項は、先に考えてきた第 19 条の（ｂ）で述べられた「地域社会からの孤立及び隔離を防止するために」という目的と軌を一としている。（ｃ）では、合理的配慮が謳われ、（ｄ）では、それらの支援が「一般教育制度の下」で提供されることが述べられている。（ｅ）では、「完全なインクルージョンという目標に則して」、「効果的で個別化された支援措置がとられること」を締約国に求めている。また、第 3 項では、「手話の習得及びろう社会の言語的なアイデンティティの促進」が述べられ、手話の言語性とろう者のアイデンティティの確保が述べられている。［長瀬・川島 2012:305-307］

また、一般的意見第 4 号「第 24 条　インクルーシブ教育」についての「Ｖ. 国レベルでの実施」の項（パラグラフ 66）では、次のように述べている。

> 66.インクルーシブ教育は施設収容と相容れない。締約国は、十分に計画され、組織化された、障害のある人の脱施設化のプロセスに取り組まなければならない。このようなプロセスでは、移行に向けて明確な期限を定めた管理された移行、地域に根ざした規定を策定する法的義務の導入、資金提供先の変更と地域に根ざしたサービスを支援し、強化するための学際的な枠組みの導入、家族への支援の提供、障害のある児童と親や養育者を含む障害のある人を代表する団体との協力及び協議に取り組まなければならない。脱施設化を進める間、施設でケアを受けている人には、地域社会におけるインクルーシブな教育機関への紹介により、インクルーシブ教育を享受する機会が直ちに与えられるべきである。［国連障害者権利委員会 2016］

ここで、「インクルーシブ教育は施設収容と相容れない」とした上で、脱

施設化のプロセスとしてのインクルーシブ教育が述べられている。このように、障害者権利条約は、「他の者との平等を基礎」として、行為の結果の平等としての「完全なインクルージョン及び参加」を目指すものであるといえる。つまり、「他の者との平等を基礎」とした権利保障という形をとって結果として「社会問題としての障害問題」を解決していこうとする視座であると考えられる。ここでの「完全なインクルージョン及び参加」とは、「他の者との平等を基礎」として同じ教室の中で学ぶことを意味している。

国連の障害者権利委員会による一般的意見は、これまで 5 つが出されてきた。その中で、この第 19 条については、5 つの一般的意見のすべてに、再三にわたって脱施設化が触れられてきた点でもある。これまで考えてきたように、国連の障害者権利条約の視座を考えると、脱施設化とインクルーシブ教育は、合わせ鏡のように考えられ、共に障害者に対する最低限の権利保障として考えられてきている。そのことが社会モデルの思想に基づいた国際的な人権回復の政策的プロセスであると考えられる。

では、このような脱施設化に対するまなざしは、国連の障害者権利条約および、障害者権利委員会の固有の思想だったのであろうか。例えば、マイケル・オリバーは次のように述べている。

> そこでソーシャルワークの第一の任務は、施設ケアに入るように強いられるリスクをもつ人々に、適切な支援のもとで、コミュニティに残る選択を保障することである。施設ケアに入ることを望む人々もいるかもしれないので、彼らにとって本当の選択が可能になるべきだという議論が続いている。しかし、これまで論じてきたように、この選択は無力化（ディスエーブリング）させるものであり、あまりにもしばしばそれが唯一の選択になってしまっていることが多い。障害者個人が実際に自由な選択をしているとは決して想定すべきではないし、仮に施設ケアを選択していても、それはコミュニティの中での不適切な支援の経験によって絶望的になっての行為かもしれない。…中略…ソーシャル・サービス部門とソーシャルワーカーは、障害者にとって価値ある存在であろうとするならば、自立生活の選択を提供することを目指すべきである。［オリバー 2010:164］

この『障害学にもとづくソーシャルワーク』は、日本語に翻訳、紹介さ

れたのは 2010 年と比較的に近年になってからであるが、原著は 1983 年に出版されており、イギリスでは古典的な理論書である。ここでも、「ソーシャル・サービス部門とソーシャルワーカーは、障害者にとって価値ある存在であろうとするならば、自立生活の選択を提供することを目指すべきである」と、述べられているように脱施設化のまなざしを見て取れる。

翻って、日本において、脱施設化のまなざしは、どのようにとらえられていたのであろうか。日本の看護学の教科書には、次のような記載がある。

> しかし、福祉サービスの内容をみると、昭和 40 年代後半以降、公立施設を中心に急激な整備が進んだ保育所以外は、ほとんどが入所施設におけるサービスの提供であり、この時期までのわが国の福祉サービスは、対象者を行政主導のしくみで入所施設に収容することであったと言っても過言ではない。とくに（知的）障害者福祉の分野では、先進諸国が施設福祉偏重への反省から脱施設化へと向かうなかで、全国的にコロニーとよばれる大規模な施設の整備が進められるなど、入所施設中心の性格をますます強めていくことになった。［福田 2014:12］

この文章からも見て取れるように、少なくとも教科書レベルにおいてさえ、日本の施設偏重型福祉の問題点が相模原事件発生前にすでに指摘されていた。それはまさに欧米の障害者福祉の流れに逆行する形で大規模施設の整備が進められ、その影響を受けて、今でも 10 万人以上の障害者が入所施設で暮らしており、脱施設化が急務となっている。

これまで考えてきたように、世界は社会モデルの思想に基づいた脱施設化の潮流にあるといえる。1960 年代から、欧米では脱施設化への営みが始まっており、相模原事件発生よりさらに 10 年前には、障害者権利条約が制定されている。日本は脱施設化への営みに舵を切り直すタイミングは数度存在したと考えられる。だが、先に考えてきたように、厚労省の「相模原市の障害者支援施設における事件の検証及び再発防止策検討チーム」の報告書は、①共生社会の推進に向けた取組、②退院後の医療等の継続支援の実施のために必要な対応、③措置入院中の診療内容の充実、④関係機関等の協力の推進、⑤社会福祉施設等における対応の 5 つの柱で述べられているが、そこには脱施設化のまなざしはまったく含まれていない。また、施設入所は、「当事者や家族からのニーズがある」という見解を得て、事件が

起きた津久井やまゆり園は、規模を分散化し建て替えられることとなっている。これは、先に考えた障害者権利委員会の一般的意見第 5 号のパラグラフ 49 の方向性とはまったく異なった見解であることは一目瞭然である。

殺人事件を犯した植松は、断じて許されるべきものではないことはいうまでもない。だた、考えていかねばいけないのは、事件後も再発防止策として脱施設化への営みが遅れたことへの反省と今後の展望がないこと、精神障害者に対する措置入院の強化が検討されていること、施設再建がほぼ確定していることなど、国際的潮流とはまったく異なる方向で事件が幕引きされようとしていることである。もし、脱施設化への営みが進んでおり、多くの障害者が集団的処遇を受けることがない状態になっていれば、一度に 19 名の尊い命が奪われるという惨劇はあり得るはずもなかった。そのような意味で、今でも 10 万人以上の障害者が入所施設で暮らしているという現状に無関心であり、国際的潮流に反して現状維持し続けている国民一人一人の責任は決してないとは言えない。実際に手を下したのは植松であるが、筆者も含めて国民一人一人の無関心が事件へと導いたと考えることが出来る。また、事件後なお脱施設化への営みが加速しないという点において、いまだ事件は何の解決策を見いだしているものではないともいえよう。

## 5. 社会モデルの視座と仏教福祉の現状

これまで相模原事件と脱施設化の問題について考えてきた。日本においては古代より四箇院の建立に見られるように、福祉と仏教が非常に強い関係性で結ばれてきた。そこに仏教福祉が成立するゆえんがある。また長谷川によると、仏教福祉の内容として入所施設が運営されてきたことがわかる。［長谷川 2007:147-154］そのような施設運営の思想的背景には、仏教の慈悲の思想があった。

元来、仏教は個人と仏との関係性に着目する宗教であり、衆生が仏智（さとり）を得て、救われるという構造をもつ宗教である。むろん、日本仏教にも数多くの宗派があり、一概にこの構造が適応されると考えると語弊が生じるかもしれない。しかし聖道門であれ、浄土門であれ、なんらかの形で仏智であるさとりの世界に「触れる」という行為がある。その行為こそ

が、仏教の信仰体験といえる。つまりそれは、信仰の原体験といえる。

このように考えると、仏教のもっともシンプルな構造は個人である衆生がいかにして仏智であるさとりの世界に触れることができるかという個人的な救済をベースにおくものである。その個人的な救済をベースとした仏道の中から、仏教福祉が発生したといえる。つまり、そのような個人的な救済をベースとして、慈善や布施といった行為が仏道の「利他行」の一環として行われ、それが仏教福祉になってきたといえる。つまり、旧来の仏教福祉実践は、利他行という自利利他円満の行として、仏道修行の一環に位置付けられてきたのである。行基などが橋を建立するなどの仏教福祉実践は、あくまでも仏道修行の一形態として行われたのである。また同時に、行基は日本初の大僧正の位が贈られ、東大寺の造立に招聘されたように、利他行としての仏教福祉実践は中世までの顕密体制を側面から支え、補強する役割を果たしていたと考えられる。現代においても仏教教団、寺院、既信徒が仏教福祉として施設を運営していくことは、教化の一環であり、利他行という信仰の原体験の再現にもつながる。ゆえに、仏教福祉は、どうしてもケースワークを重視せざるを得なかった。

また、UPIAS によるディスアビリティという視座の発見を嚆矢とする社会モデルの思想が明確化する以前は、国際的にも障害は障害者個人の問題としてとらえられていた。つまり、障害者個人に対するアクションが具体的な「救済」につながると考えられてきた。このように考えると、社会モデルの思想が明確化する以前では、仏教福祉の一環として「救済」の具体的内容としての障害者に対する施設収容という行為やそれらの施設で行われてきた行為は、国際的福祉の潮流と合致してきたといえる。

しかしながら、社会モデルの思想が明確化し、国連の障害者権利条約をはじめとして、「他の者との平等を基礎」とした人権回復の具体的営みとしての脱施設化への営みが国際的潮流となった現在、施設収容に重きを置くあり方は、国際的には終焉の時代に向かっている。

日本は国連の障害者権利条約という世界基準のルールに批准した。日本の法体系を考えると、国際条約を批准するとその条約は憲法の次に遵守義務がある法律となる。つまり、各法が憲法に反した趣旨を持つ法を立法できないように、批准した条約に反する各法の法体系を立法化することが出来ず、また古くからある法体系も、条約の趣旨に合うように改正する必要

がある。もちろん、障害者権利条約の批准時も障害者基本法などを条約の趣旨に添うように改正し、また障害者差別解消法などの新法を成立させ、漸く批准の日を迎えた。むろん、これまで考えてきたように、相模原事件の後も脱施設化への営みが重要視されていないなど問題点は数多く山積している。だが、条約批准時に日本の基本的な法体系は、社会モデルの視座に立脚する法体系に整備されてきた。

そのような中で、仏教福祉のあり方も変革せざるをえないターニングポイントの時期を迎えているといわざるを得ない。しかしながら、実際には、このような社会モデルの視座が宗教教化の現場に反映されているかといえば、そうとは限らない。例えば、三島多聞は、次のように述べている。

> 弥陀の本願、四十八願の第一願はこうです。「たとい我、仏を得んに、国に地獄・餓鬼・畜生あらば、正覚を取らじ。」平たく言うならば、“念仏申す世界には、地獄・餓鬼・畜生の関係はない。地獄・餓鬼・畜生呼ばわりされたところでは、人間は生きていけないんだという叫び”になるという意味です。「私は犬やネコではないんだ。人間になろう」という思いを起こした。10 歳そこそこの久子さんはそこまで感じていないかもしれませんけれども、小さな胸に起こされたその心は、弥陀の本願の第一願なんです。その証拠に彼女はどうしたかというと、両手に包帯を巻き、箸を挟めば一人で食事が出来ると思ったのでしょう。それを毎日毎日練習するのです。ふつうはだいたい 3 日か 4 日するうちに、うまくできないことに癇癪を起こすのがオチです。そうなれば久子さんの単なる出来心でしかありません。しかし、これが本願の第一願だったと私が申し上げるのは、久子さんが絶対あきらめず、とうとう一年の時をかけて一人で食事が出来るようになったからなのです。これは出来心ではありません。彼女の小さな胸に起きた弥陀の第一願の動機です。［三島 2011:22-23］

三島は中村久子が、畜生呼ばわりされたことを機に「人間になるための努力」を始めたとすることを「彼女の小さな胸に起きた弥陀の第一願の動機」と述べている。それは障害を個人の課題と捉え、障害者の人権が保障されていない中、社会に厳然としてある差別の事実を問わず、むしろ個人の力量によって打開すべきものと語っているに等しい。中村久子が「畜生」

と世間から言われて、「人間になろう」と願うのを「本願の第一願」とする見解は、弥陀の誓願を本質的に取り違えていると言わなければならない。

この三島のように、個人の「救済」を対象とし、個人の信仰体験を重視するあまり、国連の障害者権利条約をはじめとする社会モデルの視座が欠け落ち、個人がどのように信仰体験を得ていくのかというケースワーク的発想に陥ってしまう可能性を大いに内包している。

また、このような視座は、三島の個人的な見識や真宗という特定の宗派内の限定された問題ではない。日本仏教社会福祉学会も『仏教社会福祉入門』において次のように述べている。

> 時代や社会の障がい者への無理解、偏見に満ちたなかでの厳しい生活でした。そのなかで久子は、仏教の教えに出会います。その後の久子の人生は「うらみ」から感謝へと生き方が転換します。　…中略…久子の言葉は、「障がい」をマイナスと考えている私たちに新たな気づきと勇気を与えてくれます。自分が喪失した「手足」こそが、自分を導いてくれた先生（「善智識」）であると受けとめた生き方は、見事な障がい受容といえます。仏教の教えに出会い、障がいを受け入れ、さらに仲間たちへ勇気を与える姿は、「回心」なしにはあり得なかったといえます。［日本仏教社会福祉学会 2014:153］

この文章に見られるように障害を個人の課題と捉えている。また、中村久子の「見事な障がい受容」と述べた上で、「うしなって、見えた世界」、「うしなわければ、見えない真実の世界」がしめされていると評している。むろん、宗教的精神との出遇いの後、生き方が転換されていくことを、転依、回心などと呼び、大切にしてきた伝統がある。だが、引用書は日本の仏教社会福祉を考える学会の公式な入門書であり、該当箇所は障害者福祉を考える章の中心的課題として書かれている部分である。このことを鑑みれば、「見事な障がい受容」という見識に代表される、社会的障壁の問題を問わず、個人モデルの範疇として障害者福祉を語っている姿勢は注目しなければいけない。また、同書は糸賀一雄の業績についても「日本の障がい児の『輝ける明日を開いた』」［日本仏教社会福祉学会 2014:154］と評し、びわこ学園等の大規模施設の建設運動について無批判的追従の立場をとっている。このような同書の視座にこそ、日本の仏教社会福祉学の現状を窺い知

ることができるのである。ターニングポイントを迎えている仏教福祉の現状において、国連の障害者権利条約の思想をはじめとする社会モデルの視座に立って、障害者の人権を回復していくような営みが求められている。

## 6. 社会政策と宗教

これまで、仏教福祉の現状について考えてきたが、視座を変えると、既信徒が中心となってまちづくりが行われてきた。例えば本願寺教団の本山であった石山本願寺を中心とした門前町として形成された大阪の街など、宗教教団あるいは、既信徒を中心とした宗教的施設に集う人々によって宗教都市が形成されてきた。また、四国遍路とお接待の文化のように、大規模都市の形成ではないが、「お接待」という文化の形で、宗教をベースとした市民性が形成されている例もある。また、伊勢神宮を中心としたと伊勢・志摩のまちづくりは、既存の伊勢神宮という宗教資源や観光資源を利用して、あらたにバリアフリーなまちづくりを行おうとする動きがある。

また、浄土真宗の伝統の中では古くから「講」という既信徒同士の宗教的集団がある。これは、既信徒同士の地域共同体であり、そこには共生思想が含まれていた。この組織は、共に真宗の教えを聞くなかで、ともに「如来の呼びかけの中にある身」という意味での、共生思想が信徒の中で明らかになる。その共生思想という信徒同士の自覚の具現化として「講組織」が誕生したのである。この講組織の共生思想は、当時の顕密体制下で行われていた慈善や布施行といった、仏道修行の一環としての仏教福祉実践をはじめとする庶民に対する救済のまなざしと根源的に異なるものであった。つまり、仏教福祉という社会貢献が「利他行」として個人の仏道修行にすり替わっていた当時において、仏道修行としての社会貢献ではなく、真に共生する集団としての講組織を目指したのである。それは、当時の庶民に対して、僧から利他行のまなざしを受ける客体的存在から、仏教的共生社会を形成する一員としての主体的存在へと、大きな意識転換を促したことになる。このような視座は親鸞在世、いや現代においてもひときわ異彩を放つものと言わざるを得ない。その点にこそ、当時の一向宗が爆発的に信徒を増やしていった一因があったと考えられる。またその講組織は、既信

徒同士の主体的な結びつきだけにとどまらなかった。そのような「講組織」のなかから、たとえば一向一揆のように共生思想によって自らが解放された者同志として、社会改善運動に立ち上がる「自覚的・われら」の集団が形成されてきたのである。その思想的な系譜は全国水平社の形成や障害者運動の団体である「青い芝の会」の運動に大きく影響を与えた。［頼尊 2012:64-68］

また、一向一揆に代表される「自覚的・われら」の集団としての社会改善運動は、加賀の一向一揆（1488 年頃から 1580 年）がひとつのクライマックスを迎えることになる。この間の約 90 年は、「百姓の持ちたる国」として加賀地域が一向宗（浄土真宗）の既信徒らによって自治されることとなった。これは、「自覚的・われら」の集団としての社会改善運動であり、平等な共生社会の実現に向けたひとつの試みであったと考えることができる。

だが、加賀の一向一揆が終結を向かえるとすぐに、1582 年頃から始まった太閤検地や 1588 年の刀狩令によって、それまで比較的流動性があった武士と百姓が分離され、職業や身分が固定化され、兵農分離が進められるようになった。つまり、加賀の一向一揆という社会改善運動を受けて、社会の身分の流動性にある一定の縛りを持たすことによって一揆の蜂起を封じ込める政策のひとつとして近世の身分制が成立したと考えられてきた。

しかしながらこの身分制の成立の問題については厳密に考える必要がある。つまり、従来の説として日本は明治以降、四民平等の政策がとられるまでの間は、身分制社会であり、村落においても土地の所有をもとに明確な家格や分があったと考えられてきた。そのために、明治期に入るまでは、分を超えた平等の発想はあくまでも宗教的精神にとどまるものだという見識も多くみられた。しかしながら、既に検討したように、少なくとも太閤検地までは身分制が固定化していなかったと考えることができる。また、この身分制の成立に関しては、1990 年代以降、近世史の研究が進み、太閤検地以降の近世社会においても身分制度や上下関係は存在しなかったことが明らかになってきている。［上杉聰 1997］つまり、支配階級の武士身分と従来「農工商」といわれてきた被支配階級の平人身分（「農工商」という枠組みではなく、「百姓・町人」という枠組みで考えられている）、そして被差別身分という三つの身分にわかれ、それぞれの身分間での移動はほとんどなかったが、三つの各身分内での移動は頻繁にみられたとする説が主流

となってきている。そこにそのため、日本史の教科書レベルにおいても「士農工商」という身分序列に関する記述は、今世紀に入って削除されている。つまり、武士・平人・被差別民という大枠が存在していたことは否定出来ないものの、従来の通説よりも比較的広範囲の人々が宗教的基盤をとした共生への営みがあったといえるのである。この事実は、四国遍路とお接待の文化の伝統とも符合するものである。

また、明治期以降、日本の仏教各派は、例えば天台宗の「一隅を照らす運動」や浄土宗の「共生（ともいき）運動」、浄土真宗の「同朋会運動」などのように、開始時期や開始に至る動機は一定ではないが、それぞれ「共生」の思想を掲げている。むろん、それは大乗仏教が掲げる一乗の思想に源流をうかがい知ることができる。つまり、「一切衆生と共に」という浄土教をはじめとする大乗仏教の本来の思想に立ち返ると、共生思想の原点を見て取ることができる。つまり、日本における共生思想の原点のひとつとして、日本的仏教思想があるといえるのである。

このように、宗教思想や宗教的施設とまちづくりや地域共生社会の形成は、過去から現在に至るまで無関係ではない。むしろ、宗教性をベースとした市民性が形成されてきたといえるのではないか。もちろん、現代の社会政策は、宗教をベースとして形成されたものではない。むしろ、第 2 次世界大戦後の社会政策としては、宗政分離を原則としていることは言うまでもない。しかしながら、これまで考えてきたように、まちづくりなどに代表されるような共生の社会作りの思想の一角には、宗教的発想が存在することがある。つまり、まちづくりを「下支え」する宗教的思想があるといえる。それは、直接的に宗教教団あるいは既信徒が宗教思想を用いて社会政策に参画しているとはいえないが、下支えする宗教性という意味においては、宗教思想を得た人々によって共生社会が形成されてきた側面があるといって過言ではないだろう。この点から、共生社会の形成という側面において宗教の社会貢献性が見えてくる。

## 7. 社会モデルと日本的共生思想の関係をめぐって

考察を閉じるにあたって、研究の成果と残る課題について考えたい。研

究成果としては次のようなことが挙げられる。社会モデルの視座の発見から約半世紀がたとうとしている現在、世界の潮流は、国連の障害者権利条約が制定し、条約の批准国が社会モデルという共通の物差しで障害者の人権を回復しようとしている。そのただ中で相模原事件が起こり、未だに脱施設化が遅々として進まない日本社会の現状が明らかになったといえよう。

これについては、国連の障害者権利委員会は一般的意見第 1 号「第 12 条法律の前に置ける平等な承認」についての「IV.他の条文との相互関係」の項（パラグラフ 45）では、次のように述べている。

> 45．地域社会における生活の権利（第 19 条）を踏まえて第 12 条第 3 項を解釈すると、法的能力の行使における支援は、地域に根ざしたアプローチを通じて提供されなければならないということになる。締約国は、さまざまな支援の選択肢に関する認識の向上など、どのような種類の支援が法的能力の行使に必要かを学ぶプロセスにおいて、地域社会が有用な資源であり、パートナーであることを認めなければならない。締約国は、障害のある人の社会的ネットワークと、地域社会による自然発生的な支援（友人、家族及び学校など）を、支援付き意思決定への重要な鍵として認めなければならない。これは、地域社会への障害のある人の完全なインクルージョンと参加を条約が重視していることと一致する。［国連障害者権利委員会 2014］

障害者権利委員会が述べるように、「他の者との平等を基礎とし」た共生社会の形成は、専門職が鍵を握るのではなく、「障害のある人の社会的ネットワークと、地域社会による自然発生的な支援（友人、家族及び学校など）」を「重要な鍵として認め」ていくことが大切になってくる。「他の者との平等を基礎と」することは、障害者の特殊化ではなく、一般化することといえる。つまり、脱施設化は、脱専門性とも言うことができよう。

また、「地域社会が有用な資源であり、パートナーである」という国連の障害者権利委員会の視座にたつとき、これまで見てきたような宗教性を下支えとした日本的な「共生思想」が地域社会の醸成に大きな意味があったことについて考えてきた。このような宗教性をベースとして「あらゆる人々」との共生を目指した社会形成意識は、国連の障害者権利条約の脱施設化に代表される社会的排除を許さないという国際的潮流と合致する。そ

のような思想は「あらゆる人々」との協働のための社会モデル的なソーシャルアクションとなり得ると考えられるのである。

しかしながら、それは同時に課題も包含している。まず、日本的な共生思想の限界性や課題について考えたい。これまで論述してきたように、「農工商」といった定説として語られてきたような確固たる身分制ではなく、むしろ平人間での身分差別はなく、各身分内での移動は頻繁にみられたという意味において、従来考えられてきた近世的社会像よりも、はるかに共生的社会であったといえる。しかしながら、限定的ではあるものの、武士身分と平人身分、そして被差別身分という三つの厳然とした身分制があったといえる。そのような被差別身分は、現在の部落差別をはじめとする様々な差別の温床ともなってきた。また、村八分のように、身分制とは別に村落共同体における排除性が存在する。つまり、従来型の共生意識では、「日本的共生意識」とはいっても、それは排除性を含んだ包摂型の共生社会であったということが確認できる。そのような意味において宗教性を下支えとした「共生思想」は、課題としての、「日本的共生意識」を含んでいると言えよう。つまり、従来日本にあった共生意識は、「あらゆる人々」との協働のためのソーシャルアクションとなり得る可能性を有しているが、排除と包摂の関係性を越えることができないのである。また、仏教福祉思想にも、個人の救済を重視するあまり、社会モデルの視座を持たず、ケースワーク的発想に陥ってしまう可能性を大いに内包している。つまり、日本的共生思想だけでは、共生社会の実現には限界性を含んでいる。

次に、国連の障害者権利条約の社会モデルの思想にも課題が存在する。つまり、確かに共生社会の形成の具体的な内容を条文という形で窺い知れる。だが、あくまでも条文なので教条的になり、人間関係の内実に迫りにくいという問題がある。つまり日本的な共生思想と障害者権利条約にみられる社会モデルの思想の双方の特徴を補完し合う関係が必要となってくる。

この「日本的共生意識」と「社会モデルの思想」の双方の課題を超克していくためには、障害者権利条約をはじめとする社会モデルのインクルーシブな権利保障思想を下支えする日本的共生思想が必要となってくるのである。このインクルーシブ思想と共生思想の接点を考えていくことは、障害者権利条約にみられる社会モデルの権利保障と地域での共生社会の形成を考えることである。それはとりもなおさず、障害者に対する権利保障と

共生の社会づくりという双方において障害者の人権を回復し、地域社会に再統合していく営みにつながるのである。

相模原事件後の日本において、日本の脱施設化が遅々として進まない現状が露呈した。その中で、国民全員が障害者の人権の回復に向き合い、インクルーシブな社会の構築に向けて努力が求められる時代になってきた。それは、言い換えると、完全なインクルージョン及び参加を容易にするための地域活動であり、地域社会からの孤立及び隔離を防止する活動である。それは、あらゆる人々との共生へと向かっていく、社会モデルのソーシャルアクションにほかならない。そのような活動においてのみ、相模原事件を乗り越え、新たな地域社会の形態である共生社会の実現に寄与することができる。その点において、宗教の社会貢献性があると考えるである。

また、本稿においては、家族・地域社会の変化と共生社会の具現化の関係性についてはまったく触れることができなかった。それは、家族力や地域力が減退していく中で、どのようにインクルーシブな共生社会を実現していくのかという課題である。この点については、障害者福祉分野で多くの議論がなされてきつつあることでもある。また、施設ケアでもなく、家族ケアでもない、第三の道としての自立生活運動や障害者自立生活センター（CIL）の活動が注目されつつある。また、不十分ながらも日本的共生思想と国連の障害者権利条約に代表される社会モデル思想の融合点を探る実践研究もなされている［頼尊 2015：221-243］。だが本稿では、脱施設化に向けたそれらの先行研究や具体的実践については、論旨や紙数の都合で詳述することはできなかった。この点については、今後の課題としたい。

## 参考文献

朝日新聞 2015 「障害児の出産『茨城では減らせる方向に』　教育委員発言」2016 年 3 月 16 日閲覧アクセス
http://www.asahi.com/articles/ASHCL5QG1HCLUJHB00N.html

上杉聰 1997『部落史がかわる』三一書房

太田典礼 1983 『安楽死――人間にとっての「死ぬ権利」』三一書房

オリバー、マイケル 2010 『障害学にもとづくソーシャルワーク』金剛出版

厚生労働省 2016 「相模原市の障害者支援施設における事件の検証及び再発防止策検討チーム報告書」2018 年 1 月 27 日アクセス
http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12201000-Shakaiengokyokushougaihokenfuk

ushibu-Kikakuka/0000145258.pdf
国連障害者権利委員会　2014 「一般的意見第 1 号：第 12 条　法律の前に置ける平等な承認」2018 年 1 月 27 日アクセス http://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/rights/rightafter/crpd_gc1_2014_article12_0519.html
国連障害者権利委員会　2016 「一般的意見第 4 号：第 24 条 インクルーシブ教育に関する一般的意見」2018 年 1 月 27 日アクセス http://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/rights/rightafter/crpd_gc4_2016_inclusive_education.html
国連障害者権利委員会　2017 「一般的意見第 5 号：第 19 条 自立した生活及び地域社会への包容に関する一般的意見」2018 年 1 月 27 日アクセス http://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/rights/rightafter/crpd_gc5_2017_living_independently.html
産経新聞 2016 「植松容疑者の衆院議長に宛てた手紙詳報『私は障害者を抹殺することができます』」2018 年 1 月 27 日アクセス http://www.sankei.com/affairs/news/160727/afr1607270010-n1.html
杉野昭博 2007 『障害学――理論形成と射程』東京大学出版会
竹原信一 2009 「竹原信一のブログ」2009 年 12 月 3 日アクセス http://www5.diary.ne.jp/logdisp.cgi?user=521727&log=20091108（現在は削除されている）
長瀬修・川島聡 2012 『増補改訂障害者の権利条約と日本―概要と展望―』生活書院
日本仏教社会福祉学会 2014 『仏教社会福祉入門』法藏館
長谷川匡俊編 2007 『戦後仏教社会福祉の歴史』法藏館
福田素生 2014 『系統看護学講座　社会保障・社会福祉』医学書院
三島多聞 2011 『寿命を生きた人―中村久子―』東本願寺出版部
頼尊恒信 2012 「第 2 章　日本における障害学の源流としての青い芝の会の思想―『われら』の地平と障害学―」、堀正嗣編『共生の障害学』明石書店所収 pp.48-76
頼尊恒信 2015 『真宗学と障害学―障害と自立をとらえる新たな視座の構築のために―』生活書院
DPI 日本会議 2016 「相模原市障害者大量殺傷事件に対する意見」2018 年 1 月 27 日アクセス http://dpi.cocolog-nifty.com/vooo/2016/08/post-0627.html
NHK 2016 「19 のいのち―障害者殺傷事件―」2018 年 1 月 20 日アクセス http://www.nhk.or.jp/d-navi/19inochi/